

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

松帆北方地区

2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 5 年 3 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人（認定農業者の内数）	0 経営体
個人	8 経営体
集落営農	0 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地区でのほ場整備を検討しており、その実施のため。また、高齢化が進む農業者の農地を担い手に効率的に集積するため、農地中間管理機構の活用を検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

低地対策や耕作放棄田の解消のため、周辺地区と協力してほ場整備の実施を目指す。溝掃除や草刈について、高齢化が進み人手不足が懸念される。農地の担い手に関しては地区外の農業者も視野にいれて検討していく。